

神戸市週休2日制工事実施要領（建築・建築設備工事）

平成30年1月5日建築技術管理委員会決定

最終改定 令和6年7月1日

1. 趣旨

本要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨に鑑み、建設業の労働環境を改善し、将来の担い手の確保を図ることを目的に、神戸市発注の建築及び建築設備工事における週休2日制工事の実施にあたり、必要な事項を定めるものである。

2. 用語の定義

(1) 週休2日

- ① 月単位の週休2日とは、対象期間において、すべての月で4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
- ② 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

現場閉所（現場休息）日は土曜日と日曜日を標準とする。また、やむを得ず、現場閉所（現場休息）の予定日に作業を行う場合は、可能な限り当該予定日の前後2週間以内に振替休日を取得することとする。ただし、(2) ①～⑥に定める期間は振替休日の対象としない。

(2) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日（工事目的物の施工に係る現場作業が完了した日）までの期間をいう。ただし、次の①～⑥に掲げる期間は含まない。

- ① 年末年始6日間（12月29日から1月3日）
- ② 夏季休暇3日間（8月14日から8月16日）
- ③ 工場製作のみを実施している期間
- ④ 工事全体を一時中止している期間
- ⑤ 災害等への対応期間
- ⑥ その他、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされている期間など

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。また、夜間工事で日を跨ぎ夜間工事終了後24時間以上休工した場合は、夜間工事が終了した日は現場閉所とする。

(4) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業の無い状態をいう。

(5) 4週8休以上

- ① 月単位の4週8休以上とは、対象期間内のすべての月ごとに、現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。

なお、現場閉所日（現場休息日）を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受注者間の協議により変更できるものとする。

- ② 通期の4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所（現場休息）率が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

また、降雨や降雪、猛暑等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

3. 対象工事

「週休2日制工事」は、原則神戸市が発注する全ての建築及び建築設備工事を対象とする。

4. 適正な工期の確保

「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」等に基づき、週休2日を前提とした適正な工期を設定する。

5. 発注方式

次の（1）または（2）のいずれかの方式とし、原則は（1）とする。

なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、原則として全ての工事について同一の方式を選択する。

（1）発注者指定方式

発注者が月単位または通期の週休2日に取り組むことを指定する方式

（2）受注者希望方式

受注者が工事着手前に発注者に対して月単位または通期の週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式

6. 積算方法

（1）補正方法

週休2日促進工事において、対象期間中の現場閉所（現場休息）の状況に応じた以下の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。

- | | |
|------------------------|------|
| ① 月単位の週休2日促進工事（4週8休以上） | 1.04 |
| ② 通期の週休2日促進工事（4週8休以上） | 1.02 |

（2）積算及び設計変更方法

- ① 発注者指定方式

特記仕様書にて指定する方式に応じて、(1) ①または②により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、月単位の4週8休以上に満たない場合は、補正係数を(1) ②に変更し、通期の4週8休に満たない場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。補正係数を(1) ②で積算し月単位の4週8休以上も達成した場合は、補正係数を(1) ①に増額変更する。なお、契約変更においては、神戸市工事請負契約約款第23条の規定に基づき行うものとする。

② 受注者希望方式

労務費を補正せず工事費を積算して予定価格を作成する。

7. 事前協議の内容にかかわらず、「10. 週休2日実施の履行確認」の結果に応じ、神戸市工事請負契約約款第23条の規定に基づき、請負代金額のうち別に定める現場閉所（現場休息）の状況に応じた労務費の補正係数により工事費を積算し、請負代金額を増額変更する。

7. 事前協議

5. (2) 受注者希望方式による対象工事の受注者は、工事着手前に、発注者と週休2日に取り組む旨の協議を行い、週休2日制工事実施意向届出書〔様式1〕を監督員に提出する。

なお、不同意とした場合でも、工事成績評定で減点しない。

8. 週休2日制工事の見える化

受注者は、施設管理者や監督員の承諾後、週休2日制工事である旨を仮囲い等に明示する。記載内容は次の例を基本とし、大きさはA3サイズ以上とする。

| |
|---|
| <p>週休2日制工事</p> <p>この工事は、建設産業の労働環境を改善するため、週休2日の確保に取り組んでいます。</p> <p>発注者：神戸市●●局 請負人：●●建設㈱</p> |
|---|

9. 現場閉所（現場休息）の実施状況の確認

(1) 工事着手前

- ・ 監督員は、現場閉所（現場休息）の予定日を記載した休日等取得計画・実績書〔様式2〕を受注者より受領し、月単位の週休2日又は通期の週休2日が確保されていることを確認する。
- ・ 監督員は、工事着手日及び工場製作のみを実施している期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定し、対象期間の設定を行う。
- ・ 複数の工事が分離発注される工事では他の工事の工程にも留意の上設定を行う。

(2) 工事着手後

- ・ 監督員は、工程計画の見直し等が生じた場合は、その都度「実施工程表」等により現場閉所（現場休息）の状況を確認し、受注者と調整を行う。
- ・ 受注者は、当月の実績（通期の週休 2 日の場合は工事着手から当月までの実績）及び翌月の休日取得計画について「休日等取得計画・実績書〔様式 2〕」に記入し、当月末日までに監督員に提出する。
- ・ 監督員は、受注者が作成する「休日等取得計画・実績書〔様式 2〕」により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）日数を確認する。
- ・ 受注者は、現場閉所（現場休息）の実施状況を確認するため、監督員から指示があった場合は、作業日報等を提示し、確認を受ける。

(3) その他留意事項

- ・ 監督員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）中の作業が発生するような指示等を行わないように配慮する。
- ・ 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度監督員は受注者と協議する。

10. 週休 2 日実施の履行確認

週休 2 日実施の履行確認は、受注者より提出された「休日等取得計画・実績書〔様式 2〕」により行う。

11. 工事成績評定

週休 2 日工事の達成状況について、工事成績評定通知書に記載する。記載事項は、週休 2 日工事の区分（対象外、4 週 8 休、未達成）とする。

なお、4 週 8 休以上の週休 2 日を達成できなかった場合においても工事成績の減点等の措置は行わない。

12. 施行期日

この要領は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

神戸市週休2日制工事（建築・建築設備工事）における労務費補正

神戸市週休2日制工事实施要領（建築・建築設備工事）「6. 積算方法（2）積算及び変更方法」に定める補正方法等については以下によるものとする。

1. 労務費の補正方法

以下の①②の現場閉所（現場休息）の状況に応じた補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。

- | | |
|--------------------------|--------|
| ① 月単位の週休2日促進工事（4週8休以上）※1 | : 1.04 |
| ② 通期の週休2日促進工事（4週8休以上）※1 | : 1.02 |

※1 現場閉所（現場休息）率 28.5%（8日/28日）以上

2. 単価の補正方法

工事費の積算に用いる単価の補正方法等は以下による。

（1）複合単価

複合単価の労務単価は、公共工事設計労務単価に1.①②の補正係数を乗じて補正する。

（交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する）

なお、建築改修工事の場合は、神戸市建築工事積算要領の表2.5.1(2)に定める執務並行改修の場合の単価補正も別途行う。

（2）市場単価及び物価資料の掲載価格※1

①市場単価

次に掲げる表1の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】 ・ 市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】 ・ 市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】 ・ 市場単価 × 改修補正率

②物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価※2）

掲載価格を、次に掲げる表1の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事、全館無人改修の場合】 ・ 物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【執務並行改修の場合】 ・ 物価資料の掲載価格 × 改修補正率

※1 建築改修工事の場合は、神戸市建築工事積算要領の表2.5.1(2)に定める執務並行改修の場合の単価補正によらず、表1の補正率を用いて算出する。

※2 物価資料の掲載価格のうち、市場単価以外の施工単価の場合は、掲載価格に1.①②の補正係数を乗じて補正する。

表1. 単価の補正率

| 【建築工事の補正率】 | | | | | |
|----------------|-------------|------------|-----------|-----------|-----------|
| 工 種 | 適用※ | 月単位の4週8休以上 | | 通期の4週8休以上 | |
| | | 新営 補正率 | 改修 補正率 | 新営 補正率 | 改修 補正率 |
| 仮設工事 | 物価資料 | 1.03 | 1.03 | 1.01 | 1.01 |
| 土工事 | 市場単価、物価資料共通 | 1.02 | 1.02 | 1.01 | 1.01 |
| 地業工事 | 物価資料 | 1.02 | 1.02 | 1.01 | 1.01 |
| 鉄筋工事 | 市場単価、物価資料共通 | 1.03 | 1.03 | 1.01 | 1.01 |
| コンクリート工事 | 市場単価、物価資料共通 | 1.03 | 1.03 | 1.01 | 1.01 |
| 型枠工事 | 市場単価、物価資料共通 | 1.03 | 1.03 | 1.01 | 1.01 |
| 鉄骨工事 | 物価資料 | 1.03 | 1.03 | 1.02 | 1.02 |
| 既製コンクリート | 物価資料 | 1.02 | 1.02 | 1.01 | 1.01 |
| 防水工事 | 市場単価 | 1.02 | 1.09 | 1.01 | 1.08 |
| 防水工事(シーリング) | 市場単価 | 1.03 | 1.16 | 1.01 | 1.14 |
| 防水工事 | 物価資料 | 1.02 | 1.02 | 1.01 | 1.01 |
| 石工事 | 物価資料 | 1.02 | 1.02 | 1.01 | 1.01 |
| タイル工事 | 物価資料 | 1.02 | 1.02 | 1.01 | 1.01 |
| 木工事 | 物価資料 | 1.02 | 1.02 | 1.01 | 1.01 |
| 屋根及びとい | 物価資料 | 1.02 | 1.02 | 1.01 | 1.01 |
| 金属工事 | 市場単価 | 1.02 | 1.10 | 1.01 | 1.09 |
| 金属工事 | 物価資料 | 1.02 | 1.02 | 1.01 | 1.01 |
| 左官工事(仕上塗材仕上) | 市場単価 | 1.03 | 1.03 | 1.01 | 1.01 |
| 左官工事(仕上塗材仕上以外) | 市場単価 | 1.03 | 1.17 | 1.01 | 1.16 |
| 左官工事 | 物価資料 | 1.03 | 1.03 | 1.01 | 1.01 |
| 建具(ガラス) | 市場単価 | 1.02 | 1.11 | 1.01 | 1.10 |
| 建具(シーリング) | 市場単価 | 1.03 | 1.18 | 1.02 | 1.16 |
| 建具 | 物価資料 | 1.02 | 1.02 | 1.01 | 1.01 |
| 塗装工事 | 市場単価 | 1.03 | 1.17 | 1.01 | 1.15 |
| 塗装工事 | 物価資料 | 1.03 | 1.03 | 1.01 | 1.01 |
| 内外装工事 | 市場単価 | 1.03 | 1.14 | 1.01 | 1.13 |
| 内外装工事(ビニル系床材) | 市場単価 | 1.02 | 1.09 | 1.01 | 1.08 |
| 内外装工事 | 物価資料 | 1.03 | 1.03 | 1.01 | 1.01 |
| 内外装工事(ビニル系床材) | 物価資料 | 1.02 | 1.02 | 1.01 | 1.01 |
| 仕上げユニット | 物価資料 | 1.01 | 1.01 | 1.01 | 1.01 |
| 排水工事 | 物価資料 | 1.02 | 1.02 | 1.01 | 1.01 |
| 舗装工事 | 物価資料 | 1.01 | 1.01 | 1.01 | 1.01 |
| 植栽及び屋上緑化 | 物価資料 | 1.02 | 1.02 | 1.01 | 1.01 |

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

【電気設備工事の補正率】

| 工種 | 摘要※ | 月単位の4週8休以上 | | 通期の4週8休以上 | |
|-----------------|----------------------------|------------|-----------|-----------|-----------|
| | | 新営 補正率 | 改修 補正率 | 新営 補正率 | 改修 補正率 |
| 配管工事 | 電線管、2種金属線び及び同ボックス | 1.03 | 1.21 | 1.01 | 1.19 |
| | ケーブルラック | 1.02 | 1.17 | 1.01 | 1.15 |
| | 位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング | 1.03 | 1.20 | 1.01 | 1.18 |
| | プルボックス | 1.02 | 1.15 | 1.01 | 1.13 |
| | プルボックス用接地端子 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 |
| | 防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床) | 1.02 | 1.16 | 1.01 | 1.14 |
| | 防火区画貫通処理 金属管・丸型用 | 1.01 | 1.06 | 1.01 | 1.05 |
| | (電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管 | 1.02 | 1.17 | 1.01 | 1.15 |
| 配線工事 | 600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル | 1.03 | 1.19 | 1.01 | 1.17 |
| 接地工事 (接地極工事) | 銅板式、銅覆銅棒、接地 極埋設票(金属製) | 1.02 | 1.02 | 1.01 | 1.01 |

【機械設備工事の補正率】

| 工種 | 摘要※ | 月単位の4週8休以上 | | 通期の4週8休以上 | |
|---------------------|------------------------------|------------|-----------|-----------|-----------|
| | | 新営 補正率 | 改修 補正率 | 新営 補正率 | 改修 補正率 |
| 保温工事 | 配管用、ダクト用及び消音 内貼 | 1.03 | 1.17 | 1.01 | 1.15 |
| ダクト設備 | 低圧ダクト、排煙ダクト及び 低圧チャンバー類 | 1.03 | 1.17 | 1.01 | 1.15 |
| ダクト付属品 | 既製品ボックス、制気口、 ダンパ-等の取付手間のみ | 1.04 | 1.24 | 1.02 | 1.22 |
| 衛生器具設備 (ユニットを除く) | 取付手間のみ | 1.04 | 1.24 | 1.02 | 1.22 |